

告 示

埼玉県告示第八百二号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和七年十月二十八日

埼玉県知事 大野元裕

- 一 名称
北武藏特定猟具使用禁止区域（銃）
- 二 区域
平成十九年埼玉県告示第千五百七十三号で告示した区域
- 三 存続期間
令和七年十一月一日から無期限
- 四 禁止に係る特定猟具の種類
銃器